

日田市水道条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

水道料金の減免申請に係る事務を整理するに当たり、水道料金の減免決定に係る規定を整備するほか、関連様式を整備すること。

2. 内容

- (1) 減免の決定に関する規定等の整備
- (2) 減免申請を不要とする規定の追加
- (3) 減免申請に係る様式の整理

3. 施行の時期

令和8年4月から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

運用に合わせた規定及び様式の整備であるため。